

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(受給資格証の有効期間等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日(療養の給付を受ける<u>子ども</u>が6歳に達する場合は、<u>当該子ども</u>が6歳に達する日以後の最初の3月31日。)とする。ただし、子ども及び対象者が条例第2条第1項及び第3条各号に規定する要件を満たさなくなったときは、満たさなくなった日の前日とす</p>	<p><u>(所得制限の額)</u></p> <p>第3条 <u>条例第3条第3号に規定する規則で定める額は、子どもの保護者の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条の規定により定める額とする。</u></p> <p><u>2 条例第3条第3号に規定する額の計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定による。</u></p> <p>(受給資格証の有効期間等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日(療養の給付を受ける<u>未就学児</u>が6歳に達する場合は、<u>当該未就学児</u>が6歳に達する日以後の最初の3月31日。)とする。ただし、子ども及び対象者が条例第2条第1項及び第3条各号に規定する要件を満たさなくなったときは、満たさなくなった日の前日と</p>

る。

(子どもに係る助成の申請)

第9条 (略)

2 受給資格者が、条例第6条に規定する医療機関等に受給資格証を提示し、医療機関等が福祉医療費領収証明書(第6号様式)又は領収証明一覧表(第7号様式)を市長に提出したときは、前項の申請が受給資格者からあったものとみなす。

3 受給資格者が、条例第6条の規定により医療機関等において受給資格証を提示して、現物給付の適用を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、第1項の申請が受給資格者からあったものとみなす。

4 (略)

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたとき(医療機関等において受給資格証を提示して、受給資格者が現物給付の適用を受けたときを除く。)は、子ども医療費助成

する。

(子どもに係る助成の申請)

第9条 (略)

2 受給資格者が、条例第6条に規定する医療担当者等に受給資格証を提示し、医療担当者等が福祉医療費領収証明書(第6号様式)又は領収証明一覧表(第7号様式)を市長に提出したときは、前項の申請が受給資格者からあったものとみなす。

3 受給資格者(未就学児に係る医療費の助成を受けようとする者に限る。以下この項において同じ。)が、条例第6条の規定により三重県内の医療機関等において受給資格証を提示して、保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、第1項の申請が受給資格者からあったものとみなす。

4 (略)

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたとき(三重県内の医療機関等において受給資格証を提示して、未就学児が保険診療を受けたときを除く。)は、子ども医療費助

決定通知書（第8号様式）により受給資格者に通知するものとする。

（子どもに係る医療費証明書料の助成）

第15条 市長は、受給資格者が医療費助成の対象となる福祉医療費助成申請書又は福祉医療費領収証明書（以下この条において「証明書」という。）の交付を受けるに要する費用（以下この条において「証明書料」という。）を支払ったときは、当該証明書料（証明書1枚（以下この条において「1枚」という。）につき200円とする。ただし、1枚につき200円未満のものにあつては実費の額とする。）を受給資格者に助成する。ただし、医療機関等が証明書料を受給資格者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円を医療機関等に交付することにより受給資格者に対する助成に代えるものとする。

2 前項ただし書の場合において、医療機関等が領収証明一覧表の提出による申請を行った場合は、次表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額を医療機関等に交付するものとする。

（略）

成決定通知書（第8号様式）により受給資格者に通知するものとする。

（子どもに係る医療費証明書料の助成）

第15条 市長は、受給資格者が医療費助成の対象となる福祉医療費助成申請書又は福祉医療費領収証明書（以下この条において「証明書」という。）の交付を受けるに要する費用（以下この条において「証明書料」という。）を支払ったときは、当該証明書料（証明書1枚（以下この条において「1枚」という。）につき200円とする。ただし、1枚につき200円未満のものにあつては実費の額とする。）を受給資格者に助成する。ただし、医療担当者等が証明書料を受給資格者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円を医療担当者等に交付することにより受給資格者に対する助成に代えるものとする。

2 前項ただし書の場合において、医療担当者等が領収証明一覧表の提出による申請を行った場合は、次表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額を医療担当者等に交付するものとする。

（略）

第3号様式（第5条関係）を次のように改める

第3号様式(第5条関係)

表面

<h3 style="margin: 0;">子ども医療費受給資格証</h3>				ヤマオリ	<h3 style="margin: 0;">現物給付 子ども医療費受給資格証</h3>				
受給資格証番号					公費負担者番号				
受 給 資 格 者	住所				受給資格証番号				
	氏名				有効期限		年 月 日から 年 月 日まで		
	生年月日	年	月		日	受 給 資 格 者	対象医療機関		
加 入 医 療 保 険	被保険者氏名				フリガナ				
	記号・番号				氏名				
	名称等				生年月日		年	月	日
有効期限		年	月		日から				
		年	月		日まで	年 月 日		市 四 三 長 日 重 印 市 県	
年 月 日 四 日 市 市 長		市 四 三 長 日 重 印 市 県		四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。 万が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、 証は速やかに返却してください。					

### 現物給付方式にかかる注意事項

- 1 医療機関等で診療を受けるときは、必ず健康保険証とともにこの受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 対象医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。
- 3 【国民健康保険ご加入の方】入院等で高額な医療費が発生する場合は、国民健康保険から発行された限度額適用認定証を提示した場合のみ現物給付方式で助成します。
- 4 この受給資格証を提示しなかった場合は、医療費を支払い、後日受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。その場合は、償還払い方式で助成します。
- 5 他の公費負担制度の証をお持ちの場合は、この受給資格証とともに必ず医療機関等の窓口へ提示してください。
- 6 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりませんので、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 7 入院時の食事療養費標準負担額は、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 8 次の場合、市に医療費を返還していただきます。
  - ・医療保険から高額療養費等が支給された場合
  - ・資格喪失後に、この受給資格証を使用した場合
- 9 転出等で資格を喪失したときは、速やかにこの受給資格証を返還し、使用しないでください。

【現物給付方式】医療費を窓口負担しないことで助成を受ける方式

【償還払い方式】医療費を窓口負担し口座振込で助成を受ける方式

### 注 意 事 項

- 1 この証は、四日市市子どもの医療費の助成に関する条例により医療助成費の支給を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 診療等を受けるときは、毎月1回必ず健康保険証とともに医療機関の窓口へ提示してください。
- 3 医療費の助成の取り扱いは、
  - ①医療機関等で受診した場合は、本証の提示によって医療費の助成の申請がなされたとみなされます。
  - ②医療費助成の給付は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内です。
- 4 加入している医療保険又はこの証に記載されている事項に変更があったときは、必ず市役所に届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 転出、死亡等により受給資格を失ったとき又は有効期限を経過したときは、この証を返還してください。

問い合わせ先 四日市市総合会館 3階 こども保健福祉課  
TEL (059) 354-8083

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)